

新	旧
<div data-bbox="134 279 1075 391" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（改正理由） がん診療連携拠点病院等の指定要件の変更に伴い、沖縄県がん診療連携協議会の協議事項等について所要の改正を行う。</p> </div> <p style="text-align: center;">沖縄県がん診療連携協議会要項</p> <p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>（協議事項）</p> <p>第 3 条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、沖縄県のがん対策推進 計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、沖縄県における対策を強力に推進する役割を担うこと。</p> <p>(2) 沖縄県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、沖縄県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。</p> <p>① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、沖縄県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療 機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有する とともに広く周知すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法</p>	<p style="text-align: center;">沖縄県がん診療連携協議会要項</p> <p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>（協議事項）</p> <p>第 3 条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。</u></p> <p>(2) <u>沖縄県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。（地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。）</u></p>

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（I
VR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。

③ 沖縄県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、沖縄県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、沖縄県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて沖縄県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。

④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。

- ⑤ 沖縄県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
 - ⑥ 沖縄県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
 - ⑦ 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
 - ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
 - ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に沖縄県内で共有・実践される体制を整備すること。
 - ⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、沖縄県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。
 - ⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。
- (3) その他がん診療連携に関すること。

(3) 沖縄県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。

(4) (削除)

(5) (削除)

(6) (削除)

(7) (削除)

(8) (削除)

(9) (削除)

(10) (削除)

(11) (削除)

第4条～第10条 略

附 則

この要項は、令和4年 8月 1日から施行する。

(4) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院，特定領域拠点病院，地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。

(5) 沖縄県内の院内がん登録のデータの分析，評価等を行うこと。

(6) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院，特定領域拠点病院，地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。

(7) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

(8) 沖縄県内の医療機関における診療，緩和ケア外来，相談支援センター，セカンドオピニオン，患者サロン，患者支援団体，在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに，冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。

(9) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会との体系的な連携体制を構築すること。

(10) 国立がん研究センターによる研修に関する情報や都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会での決定事項が確実に沖縄県内で共有される体制を整備すること。

(11) その他がん診療連携に関すること。

第4条～第10条 略

沖縄県がん診療連携協議会要項（案）

〔平成20年7月15日〕
制 定

（設置）

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号）に基づき、琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）に沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 琉大病院の病院長
- (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長
- (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長
- (4) 沖縄県医師会長
- (5) 沖縄県歯科医師会長
- (6) 沖縄県薬剤師会長
- (7) 沖縄県看護協会会長
- (8) 沖縄県政策参与
- (9) 沖縄県保健医療部長
- (10) 琉大病院のがんセンター長
- (11) 琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
- (12) 琉大病院の医療福祉支援センター長
- (13) 琉大病院の薬剤部長
- (14) 琉大病院の看護部長
- (15) 琉大病院の事務部長
- (16) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人
- (17) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人
- (18) 患者関係の立場の者から 若干人
- (19) 有識者 若干人
- (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- ~~(1) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。~~
- ~~(2) 沖縄県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。（地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。）~~
- ~~(3) 沖縄県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。~~
- ~~(4) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。~~
- ~~(5) 沖縄県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。~~
- ~~(6) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。~~
- ~~(7) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。~~

~~(8) 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。~~

~~(9) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会との体系的な連携体制を構築すること。~~

~~(10) 国立がん研究センターによる研修に関する情報や都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会での決定事項が確実に沖縄県内で共有される体制を整備すること。~~

- (1) 国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、沖縄県のがん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、沖縄県における対策を強力に推進する役割を担うこと。
- (2) 沖縄県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、沖縄県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。
 - ① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、沖縄県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。
 - ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法
 - イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法
 - ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）
 - エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療
 - オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制
 - カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制
 - キ AYA世代のがんの支援体制
 - ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）
 - ケ がんゲノム医療
 - ② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。
 - ③ 沖縄県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、沖縄県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、沖縄県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて沖縄県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。
 - ④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
 - ⑤ 沖縄県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
 - ⑥ 沖縄県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
 - ⑦ 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
 - ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
 - ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に沖縄

県内で共有・実践される体制を整備すること。

⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、沖縄県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。

⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。

~~(11)~~ (3) その他がん診療連携に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、琉大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(部会)

第8条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営事項等は議長が決める。

(事務)

第9条 協議会の事務は、琉球大学上原キャンパス事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表1 (第2条第1項第2号関係)

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院

別表2 (第2条第1項第3号関係)

沖縄県の地域がん診療病院	北部地区医師会病院
	沖縄県立宮古病院
	沖縄県立八重山病院

附 則

- 1 この要項は、平成20年 7月15日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は、同条3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成20年 9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年 6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年 8月 1日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年 8月 7日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年 5月13日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年 6月 2日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年 5月10日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年 2月 7日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年 5月 8日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年 8月 1日から施行する。

沖縄県がん診療連携協議会要項（案）

平成20年7月15日
制

定

（設置）

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号）に基づき、琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）に沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 琉大病院の病院長
- (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長
- (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長
- (4) 沖縄県医師会長
- (5) 沖縄県歯科医師会長
- (6) 沖縄県薬剤師会長
- (7) 沖縄県看護協会会長
- (8) 沖縄県政策参与
- (9) 沖縄県保健医療部長
- (10) 琉大病院のがんセンター長
- (11) 琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
- (12) 琉大病院の医療福祉支援センター長
- (13) 琉大病院の薬剤部長
- (14) 琉大病院の看護部長
- (15) 琉大病院の事務部長
- (16) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人
- (17) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人
- (18) 患者関係の立場の者から 若干人
- (19) 有識者 若干人
- (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、沖縄県のがん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、沖縄県における対策を強力に推進する役割を担うこと。
- (2) 沖縄県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、沖縄県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、沖縄県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法

イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

- ② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。
- ③ 沖縄県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、沖縄県とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、沖縄県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて沖縄県内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。

- ④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
- ⑤ 沖縄県における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
- ⑥ 沖縄県における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑦ 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に沖縄県内で共有・実践される体制を整備すること。
- ⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、沖縄県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。
- ⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。

(3) その他がん診療連携に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、琉大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(部会)

第8条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置，委員の構成，調査検討事項，その他運営事項等は議長が決める。
(事務)

第9条 協議会の事務は，琉球大学上原キャンパス事務部において処理する。
(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，議長が別に定める。

別表1 (第2条第1項第2号関係)

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院

別表2 (第2条第1項第3号関係)

沖縄県の地域がん診療病院	北部地区医師会病院
	沖縄県立宮古病院
	沖縄県立八重山病院

附 則

1 この要項は，平成20年 7月15日から施行する。

2 この要項施行後，最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は，同条3項の規定にかかわらず，平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は，平成20年 9月22日から施行する。

附 則

この要項は，平成22年 6月11日から施行する。

附 則

この要項は，平成26年 8月 1日から施行し，平成26年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は，平成27年 8月 7日から施行し，平成27年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年 5月13日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年 6月 2日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年 5月10日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年 2月 7日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年 5月 8日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年 8月 1日から施行する。